

**【表紙】**

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月27日
【中間会計期間】	第41期中(自平成19年10月1日至平成20年3月31日)
【会社名】	株式会社 長大
【英訳名】	CHODAI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 友澤 武昭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号
【電話番号】	03(3639)3301(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 田村 哲
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号
【電話番号】	03(3639)3301(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 田村 哲
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第39期中	第40期中	第41期中	第39期	第40期
会計期間	自平成17年 10月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 10月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 10月1日 至平成20年 3月31日	自平成17年 10月1日 至平成18年 9月30日	自平成18年 10月1日 至平成19年 9月30日
売上高(百万円)	5,959	5,330	5,019	13,289	13,125
経常損益(は損失)(百万円)	32	18	34	356	449
中間(当期)純損益(は損失)(百万円)	148	168	372	111	179
純資産額(百万円)	10,187	9,992	9,731	10,244	10,304
総資産額(百万円)	17,905	18,169	17,889	14,168	14,699
1株当たり純資産額(円)	1,083.65	1,062.48	1,034.41	1,089.81	1,095.65
1株当たり中間(当期)純損益(は損失)(円)	15.82	17.91	39.65	11.90	19.12
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	56.9	55.0	54.3	72.3	70.1
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	3,339	2,960	3,469	68	866
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	242	165	8	270	231
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	2,454	2,927	2,906	146	72
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(百万円)	3,184	3,629	3,816	3,827	4,389
従業員数(人)	696	682	685	687	693

(注) 1. 売上高には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第39期中	第40期中	第41期中	第39期	第40期
会計期間	自平成17年 10月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 10月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 10月1日 至平成20年 3月31日	自平成17年 10月1日 至平成18年 9月30日	自平成18年 10月1日 至平成19年 9月30日
売上高(百万円)	5,681	4,986	4,692	12,729	12,508
経常損益(は損失)(百万円)	31	66	33	281	397
中間(当期)純損益(は損失)(百万円)	111	163	349	100	181
資本金(百万円)	3,107	3,107	3,107	3,107	3,107
発行済株式総数(株)	9,416,000	9,416,000	9,416,000	9,416,000	9,416,000
純資産額(百万円)	10,135	9,891	9,646	10,143	10,199
総資産額(百万円)	17,789	18,005	17,760	13,970	14,526
1株当たり純資産額(円)	1,078.13	1,052.24	1,026.34	1,079.10	1,085.15
1株当たり中間(当期)純損益(は損失)(円)	11.85	17.43	37.23	10.69	19.33
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	8.0	10.0
自己資本比率(%)	57.0	54.9	54.3	72.6	70.2
従業員数(人)	642	613	587	631	599

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
建設コンサルタント	515
情報サービス	99
全社（共通）	71
合計	685

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数（人）	587
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合はありませんが、労使関係は良好に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格高騰、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカ経済の減速、株式・為替市場の変動など景気の下振れリスクが継続する中、企業収益や雇用情勢の改善に足踏みが続き、設備投資は緩やかに増加するものの、個人消費は概ね横ばいで推移し、公共投資も総じて低調に推移しました。

このような経済情勢のなか、わが建設コンサルタント業界を取巻く市場環境は、主要顧客である国及び地方公共団体の公共事業投資の抑制、縮減が継続し、厳しい状況にありました。

一方、価格競争入札による契約方式から技術提案型のプロポーザル（技術評価型選定方式）への転換が一層進み、技術競争による発注が増加いたしました。

このような状況の下で当社グループは、平成18年10月から導入した支社・事業本部制の一層の機能向上を図るため、販売と技術の双方から営業改革を推進しております。また、関係会社との連携強化、経費縮減及び内部統制システム構築等の施策を継続し、顧客サービスの向上に注力してプロポーザルへの対応力を図っております。

この結果、当社グループ全体の業績といたしましては、受注高は64億21百万円（前年同期比13.7%減）と前中間連結会計期間を下回りましたが、国内受注高は好調なプロポーザル受注により62億79百万円（前年同期比3.5%増）と前中間連結会計期間を上回りました。また、売上高は50億19百万円（同5.8%減）と前中間連結会計期間を下回りました。

利益面では、営業損失が38百万円（前年同期33百万円の営業損失）、経常損失34百万円（前年同期18百万円の経常損失）となりました。なお、退職金制度において確定拠出年金制度導入に伴う特別損失1億90百万円を計上した結果、中間純損失は3億72百万円（前年同期1億68百万円の中間純損失）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

#### 〔建設コンサルタント事業〕

当社グループの主力事業であります建設コンサルタント事業の当中間連結会計期間の状況は、受注高58億12百万円（前年同期比15.0%減）、売上高42億72百万円（前年同期比2.0%増）となりました。

#### 〔情報サービス事業〕

当中間連結会計期間の受注高6億9百万円（前年同期比0.9%増）、売上高7億47百万円（前年同期比34.5%減）となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当社グループは主要な客先が官公庁であるため、上半期の売上に対する入金4月以降に集中し、中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは通常マイナスとなります。ただし、連結会計年度では営業活動によるキャッシュ・フローは通常プラスとなります。

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は38億16百万円（前中間連結会計期間の資金残高は36億29百万円で、前中間連結会計期間と比べ1億87百万円の増加）となりました。

なお、当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は34億69百万円（前中間連結会計期間は29億60百万円の使用で、前中間連結会計期間と比べ5億8百万円の減少）となりました。

これは主に税金等調整前中間純損失 2億24百万円、売上債権の増減額 22億52百万円、たな卸資産の増減額 17億45百万円及び法人税等の支払額 1億40百万円等の要因によるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は8百万円（前中間連結会計期間は1億65百万円の使用で、前中間連結会計期間と比べ1億56百万円の増加）となりました。

これは主に投資有価証券の取得による支出54百万円、投資有価証券の売却による収入59百万円等によるものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果取得した資金は29億6百万円（前中間連結会計期間は29億27百万円の取得で、前中間連結会計期間と比べ21百万円の減少）となりました。

これは主に配当支払の増加18百万円等によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前年同期比(%)
建設コンサルタント(百万円)	6,709	9.6
情報サービス(百万円)	865	29.4
合計(百万円)	7,575	3.1

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
建設コンサルタント	5,812	15.0	9,717	9.4
情報サービス	609	0.9	310	23.7
合計	6,421	13.7	10,027	7.9

- (注) 金額は販売価格によっており、消費税等が含まれておりません。

### (3) 販売実績

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前年同期比(%)
建設コンサルタント(百万円)	4,272	2.0
情報サービス(百万円)	747	34.5
合計(百万円)	5,019	5.8

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
国土交通省	2,236	41.97	2,262	45.06
財団法人道路保全技術センター	766	14.37	-	-

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 当中間連結会計期間の財団法人道路保全技術センターにつきましては、割合が10%を下回ったため記載を省略しております。なお、当中間連結会計期間の販売実績は、489百万円で割合は9.76%であります。

### 3【対処すべき課題】

#### (1) 当面の対処すべき課題の内容等

当中間連結会計期間において当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

#### (2) 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決議いたしました。併せて、当該基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

##### 1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株券等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができな可能性など、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

##### 2) 本プラン策定の目的

建設コンサルタントを取り巻く環境は大きく動きつつあります。当社ではコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請や技術競争の流れに沿った多様な契約形態への対応をいち早く進めてまいりました。

このような変化に対応しつつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するために、当社は平成19年10月に、平成20年9月期からの3事業年度に関する中期経営計画「長大持続成長プラン2007」を策定し、長期ビジョンとして企業像「人・夢・技術」の実現に向けた経営目標と達成手段を示したうえで、当面の3事業年度の中期経営方針「持続的成長に向かって - 自立と信頼 - 」と行動計画を作成しました。

この中期経営計画を着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上に資することができると考えております。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

##### 3) 本プランの内容

###### イ．本プランに係る手続き

###### 対象となる大規模買付等

本プランは以下の( )又は( )に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

( ) 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付け

( ) 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注1)金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

(注2)金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(注3)金融商品取引法第27条の23第4に定義されます。以下同じとします。

(注4)金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下( )において同じとします。

(注5)金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

(注6)金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

(注7)金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

( ) 買付者等の概要

- (a) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (b) 代表者の役職及び氏名
- (c) 会社等の目的及び事業の内容
- (d) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
- (e) 国内連絡先
- (f) 設立準拠法

( ) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

( ) 買付者等が提案する大規模買付等の概要(買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注8)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

(注8)金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

「本必要情報」の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日(注9)(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記( ) (e)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にもかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

(注9)営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を含みます。以下同じとします。



- ( ) 買付者等及びそのグループ（共同保有者(注10)、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
  - ( ) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
  - ( ) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
  - ( ) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
  - ( ) 大規模買付等の際の第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
  - ( ) 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
  - ( ) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
  - ( ) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
  - ( ) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
  - ( ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策  
なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提供がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。  
また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。
- (注10)金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。
- 取締役会評価期間の設定等
- 当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の( )又は( )の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。
- ( ) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間
  - ( ) その他大規模買付等の場合には90日間
- ただし、上記( )( )いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様へ開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。
- 当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとし、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（ ）又は（ ）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

##### （ ）独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記 から までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、12頁参考1に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとし、

##### （ ）独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

（ ）に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

#### 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、（ ）買付者等が大規模買付等を中止した場合又は（ ）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとし、当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### 大規模買付等の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、当該手続きが完了するまでは大規模買付等を開始することはできないものとし、

#### □．本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1) に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとし、

当社取締役会が上記(1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### 八．本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本議案の承認が得られた場合には、当該有効期間を平成22年12月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

#### 4) 本プランの合理性

##### イ．買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

##### ロ．当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

#### 八．株主意思を重視するものであること

当社は、取締役会において決議された本プランを次期定時株主総会で決議予定であることを併せて当社取締役会で決議しております。また、本プランの有効期限は次期定時株主総会終結時までであり、次期定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

#### 二．独立性の高い社外者による判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様にご情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

#### ホ．合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

へ、デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### 5) 株主の皆様への影響

##### イ．本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

##### ロ．本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権3を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

#### 八．本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

##### 名義書換の手続き

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当期日を定め、これを公告します。割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された割当期日までに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。

##### その他の手続き

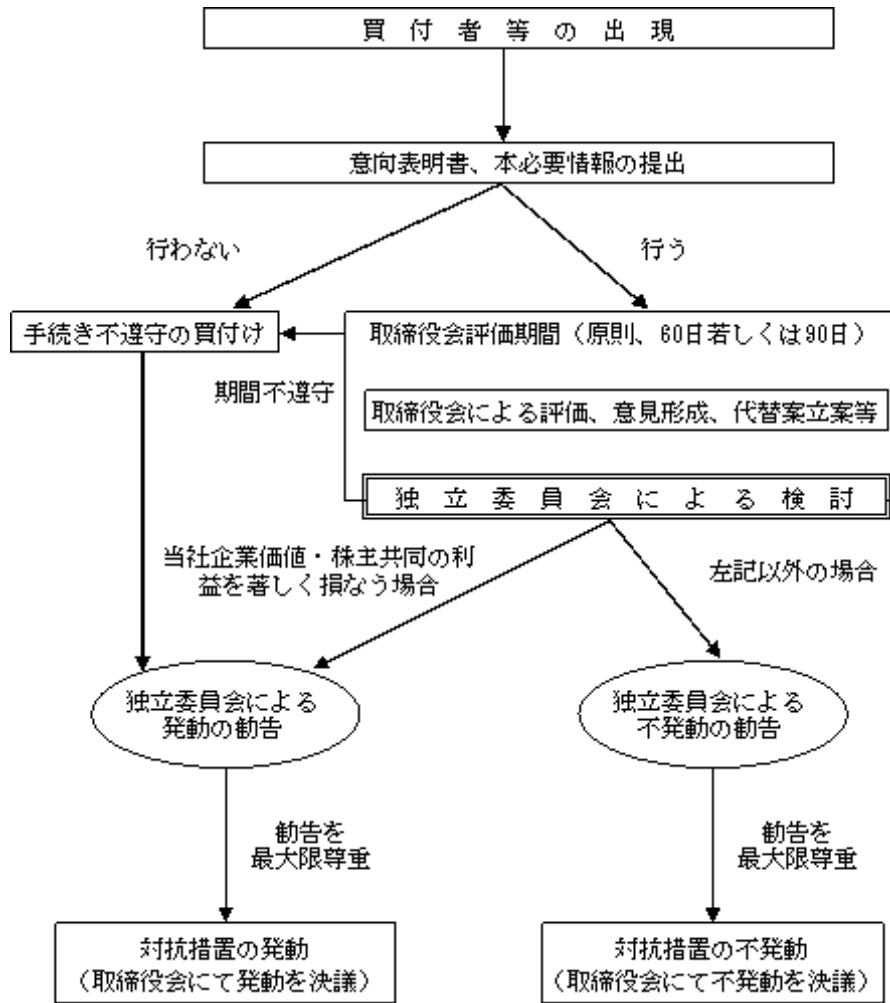
なお、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。

(参考1) 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要する恐れがあると判断される場合
- (6) 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (7) 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる恐れがあると判断される場合
- (8) 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣化すると判断される場合
- (9) 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (10) その他1.から9.までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

( 図 1 ) 本プランの手続きに関するフロー図



#### 4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

#### 5【研究開発活動】

建設コンサルタント業界においては、先端的業務を受注遂行する過程で新しい技術、ノウハウを蓄積していくのが一般的であります。従って、受注業務の中に研究開発的な要素が含まれていることとなります。当社グループにおきましても、多様化、高度化する顧客ニーズに的確に対応するため、先端的な業務の受注に積極的に取り組んでおります。

また、このような受注業務とは別に独自に研究開発を行っており、当中間連結会計期間における研究開発費用として1百万円支出いたしました。各セグメント別の主な研究開発内容及び研究開発費は、次のとおりであります。

##### 〔建設コンサルタント事業〕

建設コンサルタント事業の研究開発費として1百万円支出いたしました。主な研究開発活動は以下のとおりです。

- ・DRMを用いた2Dビューアの開発

道路行政マネジメント等の業務において、事業計画あるいは道路に係る各種コンテンツをビジュアルに表示するシステムを開発し、業務成果品の質の向上に寄与させるとともに、住民説明において分かり易い資料提供ができるよう努めております。

##### 〔情報サービス事業〕

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

特記すべき事項はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,000,000
計	37,000,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,416,000	9,416,000	東京証券取引所 (市場第二部)	-
計	9,416,000	9,416,000	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成19年10月1日～ 平成20年3月31日	-	9,416,000	-	3,107	-	4,864

(5) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
長大社員持株会	東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4	1,270	13.49
西田 繁一	千葉県松戸市	804	8.53
バンクオブニューヨークジー シーエムクライアントアカウ ンツイーエルアールジー (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	VICTORIA PLAZA, 111 BUCKINGHAM PALACE ROAD LONDON SW1W OSB U. K. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	642	6.81
株式会社イー・シー・エス	東京都中央区日本橋箱崎町37-4-505	602	6.39
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町1-1-5 (東京都中央区晴海1-8-12)	264	2.80
佐藤 猛夫	茨城県土浦市	261	2.77
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	237	2.52
日置 克幸	茨城県土浦市	217	2.30
青柳 史郎	茨城県牛久市	217	2.30
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	212	2.25
計	-	4,728	50.22

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 17,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,344,500	18,689	-
単元未満株式	普通株式 54,500	-	一単元(500株)未 満の株式
発行済株式総数	9,416,000	-	-
総株主の議決権	-	18,689	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,500株(議決権の数5個)含まれてお  
ります。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社長大	東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4	17,000	-	17,000	0.18
計	-	17,000	-	17,000	0.18

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	395	391	385	400	376	375
最低(円)	352	340	352	330	357	334

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当中間連結会計期間及び当中間会計期間より百万円単位で記載することに変更しました。なお、比較を容易にするため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間についても百万円単位に組替え表示しております。

### 2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年3月31日)		当中間連結会計期間末 (平成20年3月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1.現金及び預金		3,659		3,846		4,419	
2.受取手形及び完成 業務未収入金	1 2	4,262		3,416		1,164	
3.未成業務支出金		2,975		3,602		1,856	
4.繰延税金資産		126		147		206	
5.その他		140		179		179	
6.貸倒引当金		123		100		115	
流動資産合計		11,040	60.8	11,092	62.0	7,710	52.5
固定資産							
1.有形固定資産							
(1)建物及び構築物	3	1,243		1,182		1,215	
(2)土地		1,861		1,861		1,861	
(3)その他	3	29	3,134	43	3,087	50	3,127
2.無形固定資産		72	0.4	57	0.3	63	0.4
3.投資その他の資産							
(1)投資有価証券		1,247		966		1,139	
(2)繰延税金資産		596		675		636	
(3)その他		2,099		2,030		2,043	
貸倒引当金		21	3,922	21	3,651	21	3,798
固定資産合計		7,129	39.2	6,796	38.0	6,989	47.5
資産合計		18,169	100.0	17,889	100.0	14,699	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年3月31日)		当中間連結会計期間末 (平成20年3月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
流動負債							
1. 業務未払金		1,260		1,241		487	
2. 短期借入金		3,000		3,000		-	
3. 未払法人税等		91		62		171	
4. 未成業務受入金		1,460		1,563		938	
5. 役員賞与引当金		-		-		15	
6. 受注業務損失引当 金		75		103		151	
7. その他		717		634		1,036	
流動負債合計		6,604	36.3	6,604	36.9	2,800	19.1
固定負債							
1. 退職給付引当金		1,436		1,453		1,459	
2. その他		135		99		135	
固定負債合計		1,572	8.7	1,552	8.7	1,594	10.8
負債合計		8,176	45.0	8,157	45.6	4,395	29.9
<b>(純資産の部)</b>							
株主資本							
1. 資本金		3,107	17.1	3,107	17.4	3,107	21.1
2. 資本剰余金		4,864	26.8	4,864	27.2	4,864	33.1
3. 利益剰余金		1,902	10.4	1,784	10.0	2,250	15.3
4. 自己株式		6	0.0	7	0.1	7	0.0
株主資本合計		9,867	54.3	9,748	54.5	10,215	69.5
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差 額金		119	0.7	26	0.1	82	0.6
評価・換算差額等合 計		119	0.7	26	0.1	82	0.6
少数株主持分		5	0.0	9	0.0	6	0.0
純資産合計		9,992	55.0	9,731	54.4	10,304	70.1
負債純資産合計		18,169	100.0	17,889	100.0	14,699	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)		当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)			
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)		
売上高			5,330	100.0		5,019	100.0	13,125	100.0
売上原価			3,848	72.2		3,568	71.1	9,529	72.6
売上総利益			1,481	27.8		1,451	28.9	3,596	27.4
販売費及び一般管理費	1		1,515	28.4		1,489	29.7	3,208	24.4
営業利益又は営業 損失( )			33	0.6		38	0.8	387	3.0
営業外収益									
1. 受取利息		9			10		19		
2. 受取配当金		1			1		4		
3. 家賃収入		7			6		15		
4. 投資組合分配金		0			0		1		
5. 受取保険金		-			6		-		
6. 為替差益		5			-		9		
7. 雑収入		10	34	0.6	9	34	0.7	48	100
営業外費用									
1. 支払利息		10			12		17		
2. 投資組合損失金		6			8		12		
3. 為替差損		-			7		-		
4. 雑損失		1	18	0.3	1	31	0.6	9	38
経常利益又は経常 損失( )			18	0.3		34	0.7	449	3.4
特別利益									
1. 投資有価証券売却 益		-	-	-	-	-	-	14	14
特別損失									
1. 退職給付制度移行 損失		-			190		-		
2. 割増退職金		27			-		29		
3. その他		-	27	0.6	-	190	3.8	9	38
税金等調整前中間 (当期)純利益又は 税金等調整前中 間純損失( )			45	0.9		224	4.5	424	3.2
法人税、住民税及び 事業税		77			48		294		
法人税等調整額		42	120	2.3	95	144	2.9	52	241
少数株主利益			2	0.0		3	0.0	3	0.0
中間(当期)純利 益又は中間純損失 ( )			168	3.2		372	7.4	179	1.4

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年9月30日 残高（百万円）	3,107	4,864	2,146	6	10,111
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）			75		75
中間純損失（ ）			168		168
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	-	-	243	0	243
平成19年3月31日 残高（百万円）	3,107	4,864	1,902	6	9,867

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年9月30日 残高（百万円）	133	133	-	10,244
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当（注）				75
中間純損失（ ）				168
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	13	13	5	7
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	13	13	5	251
平成19年3月31日 残高（百万円）	119	119	5	9,992

（注）平成18年12月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年9月30日 残高（百万円）	3,107	4,864	2,250	7	10,215
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			93		93
中間純損失（ ）			372		372
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	-	-	466	0	466
平成20年3月31日 残高（百万円）	3,107	4,864	1,784	7	9,748

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成19年9月30日 残高（百万円）	82	82	6	10,304
中間連結会計期間中の変動額				



	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
剰余金の配当				93
中間純損失( )				372
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	109	109	3	105
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	109	109	3	572
平成20年3月31日 残高(百万円)	26	26	9	9,731

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年9月30日 残高(百万円)	3,107	4,864	2,146	6	10,111
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			75		75
当期純利益			179		179
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	-	-	104	0	104
平成19年9月30日 残高(百万円)	3,107	4,864	2,250	7	10,215

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年9月30日 残高(百万円)	133	133	-	10,244
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				75
当期純利益				179
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	50	50	6	43
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	50	50	6	60
平成19年9月30日 残高(百万円)	82	82	6	10,304

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益又は税金等調整前中間純損失( )		45	224	424
減価償却費		52	53	111
退職給付引当金増減額(減少: )		130	5	108
貸倒引当金増減額(減少: )		-	15	8
役員賞与引当金増減額(減少: )		-	15	15
受注業務損失引当金増減額(減少: )		31	47	107
受取利息及び受取配当金		10	12	24
支払利息		10	12	17
投資有価証券売却損益(益: )		-	2	14
その他の損益(益: )		6	9	20
売掛債権の増減額(増加: )		2,788	2,252	309
たな卸資産の増減額(増加: )		1,358	1,745	240
その他の資産の増減額(増加: )		3	17	86
仕入債務の増減額(減少: )		782	754	9
未成業務受入金の増減額(減少: )		619	624	98
未払消費税等の増減額(減少: )		34	94	32
その他の負債の増減額(減少: )		38	349	213
小計		2,899	3,328	1,050
利息及び配当金の受取額		10	12	25
利息の支払額		16	12	17
法人税等の支払額		55	140	191
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,960	3,469	866

		前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		6	2	46
投資有価証券の取得による支出		133	54	297
投資有価証券の売却による収入		-	59	121
貸付けによる支出		20	10	40
貸付金の回収による収入		-	-	20
その他の投資活動による支出		5	5	47
その他の投資活動による収入		-	4	57
投資活動によるキャッシュ・フロー		165	8	231
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入		3,200	3,200	3,200
短期借入金の返済による支出		200	200	3,200
配当金の支払額		74	93	75
自己株式の取得による支出		0	0	0
少数株主からの払込による収入		3	-	3
少数株主への配当金の支払額		-	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,927	2,906	72
現金及び現金同等物に係る換算差額		0	0	0
現金及び現金同等物の増減額(減少: )		198	572	562
現金及び現金同等物の期首残高		3,827	4,389	3,827
現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高		3,629	3,816	4,389

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 株式会社長大テック 株式会社長大構造技術センター 順風路株式会社 (新規) ・株式会社長大構造技術センター(設立) ・順風路株式会社(設立)</p> <p>(2) 非連結会社の数 1社 非連結子会社の名称 株式会社地域総合 (連結の範囲から除いた理由) 非連結会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金等からみて、連結の範囲から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 株式会社長大テック 株式会社長大構造技術センター 順風路株式会社</p> <p>(2) 非連結会社の数 該当事項はありません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 同左  (新規) ・株式会社長大構造技術センター(設立) ・順風路株式会社(設立)</p> <p>(2) 非連結会社の数 該当事項はありません。なお、株式会社地域総合については、当連結会計年度中に資本関係を解消したため、子会社ではなくなりました。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社数 持分法を適用している非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称 株式会社地域総合 (持分法適用の範囲から除いた理由) 持分法を適用していない非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の適用の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社数 同左</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称 該当事項はありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社数 同左</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称 該当事項はありません。なお、株式会社地域総合については、当連結会計年度中に資本関係を解消したため、子会社ではなくなりました。</p>
3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>同左</p>	<p>連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有価証券            その他有価証券            時価のあるもの            中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）            時価のないもの            移動平均法による原価法            なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産            未成業務支出金            個別法による原価法</p> <p>(1) 有形固定資産            定率法（ただし、平成17年10月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。            なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。            建物及び構築物 7年～50年</p>	<p>(1) 有価証券            その他有価証券            時価のあるもの            同左</p> <p>時価のないもの            同左</p> <p>(2) たな卸資産            未成業務支出金            同左</p> <p>(1) 有形固定資産            定率法（ただし、平成17年10月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。            なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。            建物及び構築物 7年～50年            （会計方針の変更）            法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。            なお、当該変更による影響額は軽微であります。</p> <p>（追加情報）            当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。            これによる影響額は軽微であります。</p>	<p>(1) 有価証券            その他有価証券            時価のあるもの            連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）            時価のないもの            同左</p> <p>(2) たな卸資産            未成業務支出金            同左</p> <p>(1) 有形固定資産            定率法（ただし、平成17年10月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。            なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。            建物及び構築物 7年～50年            （会計方針の変更）            法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。            なお、当該変更による影響額は軽微であります。</p> <p>（追加情報）            同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
(3) 重要な引当金の計上 基準	<p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア 社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法 その他 定額法</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の債 権については個別に回収可能性 を勘案し、回収不能見込額を計上 しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるた め、当連結会計年度末における退 職給付債務及び年金資産の見込 額に基づき、当中間連結会計期間 末において発生していると認め られる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(1,591百万円)については、15年 による按分額を費用処理してお ります。 また、過去勤務債務は、その発生 時の従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(10年)によ る定額法により費用処理してお ります。 数理計算上の差異は、各連結会 計年度の発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内の一定 の年数(10年)による定額法に より按分した額をそれぞれ発生 の翌連結会計年度から費用処理 することとしております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア 同左</p> <p>その他 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるた め、当連結会計年度末における退 職給付債務及び年金資産の見込 額に基づき、当中間連結会計期間 末において発生していると認め られる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(1,591百万円)については、15年 による按分額を費用処理してお ります。 また、過去勤務債務は、その発生 時の従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(10年)によ る定額法により費用処理してお ります。 数理計算上の差異は、各連結会 計年度の発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内の一定 の年数(10年)による定額法に より按分した額をそれぞれ発生 の翌連結会計年度から費用処理 することとしております。 (追加情報) 当社は従来、確定給付型の退職 金制度として適格退職年金制度 及び退職一時金制度を設けてお りましたが、平成20年2月1日よ り退職金制度のうち60%を占め る確定給付型の適格退職年金制 度を確定拠出年金制度に移行し ております。本移行に伴う影響額 は退職給付制度移行損失190百万 円として計上しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア 同左</p> <p>その他 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるた め、当連結会計年度末における退 職給付債務及び年金資産の見込 額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(1,591百万円)については、15年 による按分額を費用処理してお ります。 また、過去勤務債務は、その発生 時の従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(10年)によ る定額法により費用処理してお ります。 数理計算上の差異は、各連結会 計年度の発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内の一定 の年数(10年)による定額法に より按分した額をそれぞれ発生 の翌連結会計年度から費用処理 することとしております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
<p>(4) 重要なリース取引の 処理方法</p> <p>(5) その他中間連結財務 諸表(連結財務諸表) 作成のための重要な事 項</p>	<p>(3) 受注業務損失引当金 受注業務の損失発生に備えるた め、当中間連結会計期間末の未引 渡業務のうち、損失発生の可能性 が高く、かつ、その金額を合理的 に見積ることが可能な業務につ いて、損失見込額を計上しており ます。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 当社及び国内連結子会社は役員 賞与の支出に備えて、当中間連結 会計期間における支給見込額に 基づき計上しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファ イナンス・リース取引については、 通常の賃貸借取引に係る方法に準 じた会計処理によっております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は税抜方式によっており、控除対象 外消費税及び地方消費税は、当中間 連結会計期間の費用としておりま す。</p>	<p>(3) 受注業務損失引当金 同左</p> <p>(4) 役員賞与引当金 同左</p> <p>同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(3) 受注業務損失引当金 受注業務の損失発生に備えるた め、当連結会計年度末の未引渡業 務のうち、損失発生の可能性が高 く、かつ、その金額を合理的に見 積ることが可能な業務について、 損失見込額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 当社及び国内連結子会社は役員 賞与の支出に備えて、当連結会計 年度における支給見込額に基づ き計上しております。</p> <p>同左</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は税抜方式によっており、控除対象 外消費税及び地方消費税は、当連結 会計年度の費用としております。</p>
<p>5. 中間連結キャッシュ・フ ロー計算書(連結キャッ シュ・フロー計算書)に おける資金の範囲</p>	<p>手許現金、随時引き出し可能な預 金及び容易に換金可能であり、か つ、価値の変動について僅少なリス クしか負わない取得日から3ヶ月 以内に償還期限の到来する短期投 資からなっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年3月31日)	当中間連結会計期間末 (平成20年3月31日)	前連結会計年度 (平成19年9月30日)
<p>1 完成業務未収入金 メッシナ海峡大橋プロポーザル作成業務に関連するAstaldi S.p.Aに対する営業債権(完成業務未収入金136百万円)について、回収が遅延しております。 当社としては契約上の義務を正しく履行し、また、Astaldi S.p.Aより業務の検収を受けておりますので、Astaldi S.p.Aに対して当社が有する遅延利息を含めた債権額156百万円につき、平成18年7月11日に国際仲裁所に仲裁を申し立てしております。なお、同年7月12日に仲裁申立が受理されております。 なお、当案件は平成19年4月25日に和解契約が成立しており、平成19年4月27日に全額入金されております。</p>	<p>1</p>	<p>1</p>
<p>2</p>	<p>2</p>	<p>2 連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形については、決済日をもって会計処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 0百万円</p>
<p>3 有形固定資産の減価償却累計額は、1,381百万円であります。</p>	<p>3 有形固定資産の減価償却累計額は、1,462百万円であります。</p>	<p>3 有形固定資産の減価償却累計額は、1,419百万円であります。</p>
<p>4 偶発債務 従業員の銀行提携融資制度による金融機関からの借入金に対する保証 90百万円 倉測建設コンサルタント(株)の借入金に対する保証 8百万円</p>	<p>4 偶発債務 従業員の銀行提携融資制度による金融機関からの借入金に対する保証 87百万円 倉測建設コンサルタント(株)の借入金に対する保証 5百万円</p>	<p>4 偶発債務 従業員の銀行提携融資制度による金融機関からの借入金に対する保証 88百万円 倉測建設コンサルタント(株)の借入金に対する保証 7百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)																				
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>給料手当</td> <td>540百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>21</td> </tr> </table>	給料手当	540百万円	退職給付費用	75	減価償却費	21	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>給料手当</td> <td>541百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>22</td> </tr> </table>	給料手当	541百万円	退職給付費用	61	減価償却費	22	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>給料手当</td> <td>1,110百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>15</td> </tr> </table>	給料手当	1,110百万円	退職給付費用	157	減価償却費	44	役員賞与引当金繰入額	15
給料手当	540百万円																					
退職給付費用	75																					
減価償却費	21																					
給料手当	541百万円																					
退職給付費用	61																					
減価償却費	22																					
給料手当	1,110百万円																					
退職給付費用	157																					
減価償却費	44																					
役員賞与引当金繰入額	15																					



(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年10月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,416,000	-	-	9,416,000
合計	9,416,000	-	-	9,416,000
自己株式				
普通株式(注)	15,880	100	-	15,980
合計	15,880	100	-	15,980

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加100株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年12月22日 定時株主総会	普通株式	75	8	平成18年9月30日	平成18年12月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-	-

当中間連結会計期間(自平成19年10月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,416,000	-	-	9,416,000
合計	9,416,000	-	-	9,416,000
自己株式				
普通株式(注)	16,675	520	-	17,195
合計	16,675	520	-	17,195

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加520株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年12月21日 定時株主総会	普通株式	93	10	平成19年9月30日	平成19年12月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-	-

前連結会計年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,416,000	-	-	9,416,000
合計	9,416,000	-	-	9,416,000
自己株式				
普通株式（注）	15,880	795	-	16,675
合計	15,880	795	-	16,675

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加795株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年12月22日 定時株主総会	普通株式	75	8	平成18年9月30日	平成18年12月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年12月21日 定時株主総会	普通株式	93	利益剰余金	10	平成19年9月30日	平成19年12月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 3,659百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 30	現金及び預金勘定 3,846百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 30	現金及び預金勘定 4,419百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 30
現金及び現金同等物 3,629百万円	現金及び現金同等物 3,816百万円	現金及び現金同等物 4,389百万円

(リース取引関係)

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
	取得価額相当額 (百万円)	取得価額相当額 (百万円)	取得価額相当額 (百万円)
	減価償却累計額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)
	中間期末残高相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
	器具及び備品 68	器具及び備品 62	器具及び備品 73
	無形固定資産 11	無形固定資産 17	無形固定資産 17
	合計 79	合計 79	合計 90
	2. 未経過リース料中間期末残高相当額	2. 未経過リース料中間期末残高相当額	2. 未経過リース料期末残高相当額
	1年内 17百万円 1年超 16 合計 33百万円	1年内 17百万円 1年超 13 合計 31百万円	1年内 19百万円 1年超 21 合計 40百万円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料 10百万円 減価償却費相当額 10 支払利息相当額 0	支払リース料 10百万円 減価償却費相当額 9 支払利息相当額 0	支払リース料 22百万円 減価償却費相当額 20 支払利息相当額 1	
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左	
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	5. 利息相当額の算定方法 同左	5. 利息相当額の算定方法 同左	

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成19年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	221	291	69
その他	405	532	126
合計	627	823	196

(注) 原則として時価が取得原価の30%以上下落した場合に著しい下落と判断し、減損処理の要否を検討しております。

2. 時価評価されていない主な「有価証券」

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 満期保有目的の債券 非上場外国債券	100
(2) その他有価証券 非上場株式	113
投資事業有限責任組合	244

当中間連結会計期間末(平成20年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	251	202	49
その他	378	379	1
合計	630	582	47

(注) 原則として時価が取得原価の30%以上下落した場合に著しい下落と判断し、減損処理の要否を検討しております。

2. 時価評価されていない主な「有価証券」

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 満期保有目的の債券 非上場外国債券	100
(2) その他有価証券 非上場株式	13
投資事業有限責任組合	343

前連結会計年度末(平成19年9月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	251	280	28
その他	405	510	105
合計	657	791	134

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について、9百万円減損処理を行っております。なお、

原則として時価が取得原価の30%以上下落した場合に著しい下落と判断し、減損処理の要否を検討しております。

2. 時価評価されていない主な「有価証券」

	連結貸借対照表計上額（百万円）
(1) 満期保有目的の債券	
非上場外国債券	100
(2) その他有価証券	
非上場株式	13
投資事業有限責任組合	335

（デリバティブ取引関係）

前中間連結会計期間（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

当社グループはデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日）

当社グループはデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

当社グループはデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前中間連結会計期間（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年10月1日至平成19年3月31日)

	建設コンサル タント事業 (百万円)	情報サービス 事業 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結(百万 円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	4,188	1,141	5,330	-	5,330
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	99	86	186	(186)	-
計	4,287	1,228	5,516	(186)	5,330
営業費用	3,954	880	4,834	529	5,363
営業利益(又は営業損失( ))	333	348	681	(715)	33

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、業務の分野・種類により区分しております。

2. 各区分に属する業務の分野・種類

事業区分		業務の分野・種類
建設コンサル タント事業	構造分野	橋梁・特殊構造物等に関わる調査・計画・設計・施工管理、各種構造解析・実験、CM(コンストラクション・マネジメント)業務、土木構造物・施設に関わるデザイン等
	社会計画分野	道路、総合交通計画、道路整備計画、路線計画、ITS(高度道路交通システム)、環境、都市・地域計画、河川全般に関わる調査、計画、設計、運用管理、パブリックマネジメント、アドバイサリー業務
情報サービス事業		情報処理に関わるコンサルティング、システム化計画、設計、ソフトウェア開発、各種公共施設のデータ管理等情報サービス全般

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は529百万円であり、その主なものは、役員関連費用及び総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

当中間連結会計期間(自平成19年10月1日至平成20年3月31日)

	建設コンサル タント事業 (百万円)	情報サービス 事業 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結(百万 円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	4,272	747	5,019	-	5,019
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	0	45	45	(45)	-
計	4,272	792	5,065	(45)	5,019
営業費用	3,832	757	4,590	467	5,057
営業利益(又は営業損失( ))	439	35	475	(513)	38

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、業務の分野・種類により区分しております。

2. 各区分に属する業務の分野・種類

事業区分		業務の分野・種類
建設コンサル タント事業	構造分野	橋梁・特殊構造物等に関わる調査・計画・設計・施工管理、各種構造解析・実験、CM(コンストラクション・マネジメント)業務、土木構造物・施設に関わるデザイン等
	社会計画分野	道路、総合交通計画、道路整備計画、路線計画、ITS(高度道路交通システム)、環境、都市・地域計画、河川全般に関わる調査、計画、設計、運用管理、パブリックマネジメント、アドバイサリー業務

事業区分	業務の分野・種類
情報サービス事業	情報処理に関わるコンサルティング、システム化計画、設計、ソフトウェア開発、情報コンテンツ開発・運営・配信サービス、各種公共施設のデータ管理等情報サービス全般

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は467百万円であり、その主なものは、役員関連費用及び総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

前連結会計年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

	建設コンサル タント事業 （百万円）	情報サービス 事業 （百万円）	計（百万円）	消去又は全社 （百万円）	連結（百万 円）
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	11,240	1,885	13,125	-	13,125
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	80	80	(80)	-
計	11,240	1,966	13,206	(80)	13,125
営業費用	10,058	1,725	11,783	954	12,737
営業利益（又は営業損失（ ））	1,182	240	1,422	(1,035)	387

（注）1. 事業区分の方法

事業は、業務の分野・種類により区分しております。

2. 各区分に属する業務の分野・種類

事業区分	業務の分野・種類	
建設コンサル タント事業	構造分野	橋梁・特殊構造物等に関わる調査・計画・設計・施工管理、各種構造解析・実験、CM（コンストラクション・マネジメント）業務、土木構造物・施設に関わるデザイン等
	社会計画分野	道路、総合交通計画、道路整備計画、路線計画、ITS（高度道路交通システム）、環境、都市・地域計画、河川全般に関わる調査、計画、設計、運用管理、パブリックマネジメント、アドバイサリー業務
情報サービス事業	情報処理に関わるコンサルティング、システム化計画、設計、ソフトウェア開発、情報コンテンツ開発・運営・配信サービス、各種公共施設のデータ管理等情報サービス全般	

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は954百万円であり、その主なものは、役員関連費用及び総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。



( 1 株当たり情報 )

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1株当たり純資産額	1,062.48円	1,034.41円	1,095.65円
1株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失( ) 潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	17.91円  潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	39.65円  潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	19.12円  潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純損益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
当期純利益又は中間純損失( ) (百万円)	168	372	179
普通株式に係る当期純利益又は中間純損失( )(百万円)	168	372	179
期中平均株式数(株)	9,400,077	9,399,099	9,399,862

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自平成18年10月1日至平成19年3月31日)  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成19年10月1日至平成20年3月31日)  
該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)

当社は、平成19年12月4日の取締役会において、平成20年2月1日より退職金制度のうち60%を占める確定給付型の適格退職年金制度を確定拠出年金制度に移行することを決定しました。また、従業員から上記移行につき平成19年10月23日に同意を得ています。

上記の移行により当社は、確定給付型である適格退職年金制度から確定拠出年金制度に移行した日に、移行部分に係る退職給付債務と年金資産の確定拠出年金制度への拠出相当額等との差額を損益として認識する予定ですが、平成19年9月末時点において、その影響額を試算すると約81百万円の損となります。

なお、移行時の退職給付債務等が確定していないこと等から、翌連結会計年度の損益に与える影響額は変動する可能性があります。

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年3月31日)		当中間会計期間末 (平成20年3月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		3,520		3,442		4,257	
受取手形	2	1		4		1	
完成業務未収入金	1	3,885		3,369		932	
有価証券		-		73		100	
未成業務支出金		2,960		3,572		1,816	
繰延税金資産		120		137		200	
その他		490		455		328	
貸倒引当金		123		100		115	
流動資産合計		10,855	60.3	10,955	61.7	7,523	51.8
固定資産							
有形固定資産							
建物	3	1,201		1,145		1,175	
土地		1,861		1,861		1,861	
その他	3	71		79		88	
有形固定資産合計		3,134	17.4	3,086	17.4	3,126	21.5
無形固定資産		72	0.4	57	0.3	63	0.5
投資その他の資産							
投資有価証券		1,247		966		1,139	
繰延税金資産		595		673		635	
その他		2,099		2,021		2,038	
投資その他の資産 合計		3,942	21.9	3,661	20.6	3,812	26.2
固定資産合計		7,149	39.7	6,805	38.3	7,002	48.2
資産合計		18,005	100.0	17,760	100.0	14,526	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年3月31日)		当中間会計期間末 (平成20年3月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
業務未払金		1,335		1,315		539	
短期借入金		3,000		3,000		-	
未払法人税等		40		39		148	
未成業務受入金		1,460		1,556		938	
役員賞与引当金		-		-		15	
受注業務損失引当金		75		103		151	
その他	5	634		559		943	
流動負債合計			36.4	6,575	37.0	2,736	18.8
固定負債							
退職給付引当金		1,436		1,442		1,459	
その他		131		96		130	
固定負債合計			8.7	1,539	8.7	1,590	11.0
負債合計			45.1	8,114	45.7	4,326	29.8
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		3,107	17.3	3,107	17.5	3,107	21.4
2. 資本剰余金							
資本準備金		4,864		4,864		4,864	
資本剰余金合計		4,864	27.0	4,864	27.4	4,864	33.5
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		251		251		251	
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		1,230		1,500		1,230	
繰越利益剰余金		325		42		671	
利益剰余金合計		1,806	10.0	1,708	9.6	2,152	14.8
4. 自己株式		6	0.0	7	0.0	7	0.1
株主資本合計		9,771	54.3	9,672	54.5	10,116	69.6
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		119	0.6	26	0.2	82	0.6
評価・換算差額等合計		119	0.6	26	0.2	82	0.6
純資産合計		9,891	54.9	9,646	54.3	10,199	70.2
負債純資産合計		18,005	100.0	17,760	100.0	14,526	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)		当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)			
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)		
売上高			4,986	100.0		4,692	100.0	12,508	100.0
売上原価			3,678	73.8		3,372	71.9	9,167	73.3
売上総利益			1,307	26.2		1,319	28.1	3,340	26.7
販売費及び一般管理費			1,468	29.4		1,422	30.3	3,095	24.7
営業利益又は営業 損失( )			161	3.2		102	2.2	244	2.0
営業外収益									
受取利息		8			9		18		
その他	1	104	112	2.3	89	99	2.1	172	1.5
営業外費用									
支払利息		10			12		17		
その他		7	18	0.4	17	30	0.6	21	0.3
経常利益又は経常 損失( )			66	1.3		33	0.7	397	3.2
特別利益	2		-	-		-		14	0.1
特別損失	3		27	0.6		190	4.1	38	0.3
税引前中間(当 期)純利益又は税 引前中間純損失 ( )			94	1.9		223	4.8	373	3.0
法人税、住民税及び 事業税		25			25		240		
法人税等調整額		44	69	1.4	101	126	2.7	49	1.5
中間(当期)純利 益又は中間純損失 ( )			163	3.3		349	7.5	181	1.5

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年9月30日 残高 (百万円)	3,107	4,864	4,864	251	1,230	564	2,045	6	10,010	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)						75	75		75	
中間純損失( )						163	163		163	
自己株式の取得								0	0	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	-	-	239	239	0	239	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	3,107	4,864	4,864	251	1,230	325	1,806	6	9,771	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成18年9月30日 残高 (百万円)	133	133	10,143
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当(注)			75
中間純損失( )			163
自己株式の取得			0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	13	13	13
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	13	13	252
平成19年3月31日 残高 (百万円)	119	119	9,891

(注) 平成18年12月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年9月30日 残高 (百万円)	3,107	4,864	4,864	251	1,230	671	2,152	7	10,116	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当						93	93		93	
任意積立金の積立					270	270	-		-	
中間純損失( )						349	349		349	
自己株式の取得								0	0	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	-	270	713	443	0	444	

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成20年3月31日 残高 (百万円)	3,107	4,864	4,864	251	1,500	42	1,708	7	9,672

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成19年9月30日 残高 (百万円)	82	82	10,199
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			93
任意積立金の積立			-
中間純損失( )			349
自己株式の取得			0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純 額)	109	109	109
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	109	109	553
平成20年3月31日 残高 (百万円)	26	26	9,646

前事業年度の株主資本等変動計算書(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年9月30日 残高 (百万円)	3,107	4,864	4,864	251	1,230	564	2,045	6	10,010
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						75	75		75
当期純利益						181	181		181
自己株式の取得								0	0
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	-	-	106	106	0	106
平成19年9月30日 残高 (百万円)	3,107	4,864	4,864	251	1,230	671	2,152	7	10,116

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成18年9月30日 残高 (百万円)	133	133	10,143
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			75
当期純利益			181
自己株式の取得			0
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)	50	50	50

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
事業年度中の変動額合計 (百万円)	50	50	56
平成19年9月30日 残高 (百万円)	82	82	10,199

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産 未成業務支出金 個別法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成17年10月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物(付属設備を除く) 38～50年 器具及び備品 5～15年</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成17年10月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物(付属設備を除く) 38～50年 器具及び備品 5～15年  (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、当該変更による影響額は軽微であります。  (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる影響額は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成17年10月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物(付属設備を除く) 38～50年 器具及び備品 5～15年  (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、当該変更による影響額は軽微であります。  (追加情報) 同左</p>



項目	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
	<p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア 社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法 その他 定額法</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(1,591百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 受注業務損失引当金 受注業務の損失発生に備えるため、当中間会計期間末の未引渡業務のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な業務について、損失見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(1,591百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしております。 (追加情報) 当社は従来、確定給付型の退職金制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成20年2月1日より退職金制度のうち60%を占める確定給付型の適格退職年金制度を確定拠出年金制度に移行しております。本移行に伴う影響額は退職給付制度移行損失190百万円として計上しております。</p> <p>(3) 受注業務損失引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(1,591百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 受注業務損失引当金 受注業務の損失発生に備えるため、当事業年度末の未引渡業務のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な業務について、損失見込額を計上しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
	(4) 役員賞与引当金 当社は役員賞与の支出に備えて、当中間会計期間における支給見込額に基づき計上しております。	(4) 役員賞与引当金 同左	(4) 役員賞与引当金 当社は役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理方法 同左	消費税等の会計処理方法 税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成19年3月31日)	当中間会計期間末 (平成20年3月31日)	前事業年度末 (平成19年9月30日)
1 完成業務未収入金	メッシナ海峡大橋プロポーザル作成業務に関連するAstaldi S.p.A.に対する営業債権(完成業務未収入金136百万円)について、回収が遅延しております。 当社としては契約上の義務を正しく履行し、また、Astaldi S.p.A.より業務の検収を受けておりますので、Astaldi S.p.A.に対して当社が有する遅延利息を含めた債権額156百万円につき、平成18年7月11日に国際仲裁所に仲裁を申し立てております。 なお、同年7月12日に仲裁申立が受理されております。 なお、当案件は平成19年4月25日に和解契約が成立しており、平成19年4月27日に全額入金されております。		
2 事業年度末日満期手形			事業年度末日満期手形については、決済日をもって会計処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。 受取手形 0百万円 1,419百万円
3 有形固定資産の減価償却累計額	1,381百万円	1,461百万円	
4 偶発債務	従業員の銀行提携融資制度による金融機関からの借入金に対する保証 90百万円 倉測建設コンサルタント㈱の借入金に対する保証 8百万円	従業員の銀行提携融資制度による金融機関からの借入金に対する保証 87百万円 倉測建設コンサルタント㈱の借入金に対する保証 5百万円	従業員の銀行提携融資制度による金融機関からの借入金に対する保証 88百万円 倉測建設コンサルタント㈱の借入金に対する保証 7百万円
5 消費税等に係る表示	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上金額的重要性が乏しいため流動負債の「その他」に含めて表示しております。	同左	同左

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1 営業外収益その他の主な内容	受取配当金 71百万円	受取配当金 52百万円	受取配当金 74百万円
2 特別利益の内容			投資有価証券売却益 14百万円
3 特別損失の内容	割増退職金 27百万円	退職給付制度移行損失 190百万円	投資有価証券評価損 9百万円 割増退職金 29百万円
4 減価償却実施額			
有形固定資産	39百万円	42百万円	84百万円
無形固定資産	13	10	25

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年10月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
普通株式	15,880	100	-	15,980
合計	15,880	100	-	15,980

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加100株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間(自平成19年10月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
普通株式	16,675	520	-	17,195
合計	16,675	520	-	17,195

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加520株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

前事業年度(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式 数(株)	当事業年度減少株式 数(株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	15,880	795	-	16,675
合計	15,880	795	-	16,675

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加795株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)				当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)				前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)			
		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	器具及び備品	68	41	27	器具及び備品	62	39	22	器具及び備品	73	43	30
	無形固定資産	11	5	5	無形固定資産	17	9	7	無形固定資産	17	7	9
	合計	79	47	32	合計	79	49	30	合計	90	50	40
	2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
				17百万円				17百万円				19百万円
				16				13				21
				合計 33百万円				合計 31百万円				合計 40百万円
	3. 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
				10百万円				10百万円				22百万円
				10				9				20
				0				0				1
	4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				4. 減価償却費相当額の算定方法 同左				4. 減価償却費相当額の算定方法 同左			
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				5. 利息相当額の算定方法 同左				5. 利息相当額の算定方法 同左				

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成19年3月31日現在)  
子会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成20年3月31日現在)  
子会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末(平成19年9月30日現在)  
子会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1株当たり純資産額	1,052.24円	1,026.34円	1,085.15円
1株当たり中間(当期)純 利益又は中間純損失( ) 潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	17.43円  1株当たり中間純損失が 計上されており、また、潜在 株式が存在しないため記載 していません。	37.23円  同左	19.33円  潜在株式が存在しないた め記載していません。

(注) 1株当たり中間(当期)純損益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
当期純利益又は中間純損失( ) (百万円)	163	349	181
普通株式に係る当期純利益又は中間純 損失( )(百万円)	163	349	181
期中平均株式数(株)	9,400,077	9,399,099	9,399,862

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)  
該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)  
該当事項はありません。

前事業年度(自平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)

当社は、平成19年12月4日の取締役会において、平成20年2月1日より退職金制度のうち60%を占める確定給付型の適格退職年金制度を確定拠出年金制度に移行することを決定しました。また、従業員から上記移行につき平成19年10月23日に同意を得ています。

上記の移行により当社は、確定給付型である適格退職年金制度から確定拠出年金制度に移行した日に、移行部分に係る退職給付債務と年金資産の確定拠出年金制度への拠出相当額等との差額を損益として認識する予定ですが、平成19年9月末時点において、その影響額を試算すると約81百万円の損となります。

なお、移行時の退職給付債務等が確定していないこと等から、翌事業年度の損益に与える影響額は変動する可能性があります。

(2)【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第40期）（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）平成19年12月25日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の中間監査報告書

平成19年6月21日

株式会社長大

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 内田 満雄 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 志村さやか 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社長大の平成18年10月1日から平成19年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社長大及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年6月20日

株式会社 長大

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 志村さやか 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社長大の平成19年10月1日から平成20年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年10月1日から平成20年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社長大及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年10月1日から平成20年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年6月21日

株式会社長大

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 内田 満雄 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 志村さやか 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社長大の平成18年10月1日から平成19年9月30日までの第40期事業年度の中間会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社長大の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年6月20日

株式会社 長大

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 志村さやか 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社長大の平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第41期事業年度の中間会計期間（平成19年10月1日から平成20年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社長大の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年10月1日から平成20年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。